

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

25年4月12日

福井県知事 殿

提出者

住所 〒573-0065
大阪府枚方市出口1-3-5

氏名 敷島アルミニウム株式会社
代表取締役社長 高木 茂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-81-4500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	敷島アルミニウム株式会社福井工場	
事業場の所在地	〒913-0038 福井県坂井市三国町米納津49-111-6	
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	E23 (非鉄金属製造業)	
②事業の規模	6,352,023,000円	
③従業員数	33人	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	ばいじん	溶解工程で発生した粉塵を集塵機で捕集し1ヶ月自社保管後、業者に処理委託
	汚泥	溶解工程に必要なガスを中和し、その廃液をピットで保管し成分確認後、業者に処理委託

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
<組織> 工場長—製造部長—特別管理産業廃棄物処理担当者 産業廃棄物処理責任者
工場長 特別管理産業廃棄物管理責任者
<教育・研修> 社内教育を実施するとともに外部機関による研修があれば参加するように努める。
<情報公開> 産業廃棄物処理状況、廃棄物処理実態調査、産業廃棄物処理計画を県へ団体経由で産業廃棄物、有価発生物の動向調査票を国へ報告する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 24年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	汚泥
	排出量	65 t	392 t
	(これまでに実施した取組) 良質の材料をどの程度確保できるかが鍵になるので購買価格の限度内で歩留りの良い材料を調達できるように取り組む。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	汚泥
	排出量	64 t	388 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き異物の付着及び混入の少ない良質の材料購入に心掛け対前年比1%の削減に取り組む。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類に応じて保管場所を管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き種類に応じた保管場所管理を徹底していく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分 を行なった 特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分 を行なう 特別管理産業廃棄物の量	_____ t _____ t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 24 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん 汚泥
	全処理委託量	65 t 392 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t 0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t 0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t 0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t 0 t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	汚泥
	全処理委託量	64 t	388 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。